

令和5年度津久見市障がい者就労施設等優先調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

令和5年 5月 29日

津久見市長 川 野 幸



1. 方針の適用範囲

この方針は、市の全ての機関に適用する。

2. 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする)

- ・役務(リサイクル、公園・公衆便所等の除草や清掃整備、その他) 15,082千円

3. 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

4. その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

5. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課障がい支援班とする。